

VII 児童生徒に対する非違行為関係

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
1 わいせつ行為等	(1)児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員	○			
	(2)児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員	○	○	○	
2 体罰等	(1)体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
	(2)体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		○	○	○
	(3)児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			○	○
	(4)侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合		体罰の量定に準じて取り扱う		
3 生徒指導における不適切行為	修学旅行、宿泊学習、部活動、就学体験等児童生徒を引率中に飲酒をするなど、不適切な言動をした教職員		○	○	○